

# あなたの ご がく りよく 語学力を 活かして みませんか？

やさしい  
日本語版だよ



## だいせん しさい がいじ がいこくじん しえんぼらんてい あじぎょう 大仙市災害時外国人支援ボランティア事業

- おお大きな じしん地震や こうずい洪水が あったとき にほんご日本語が わからなくて こま困っている がいこく外国の ひと人たちが います
- しやくしょ市役所 では ただ正しい じょうほう情報を はや速く つた伝えることが たいせつ大切と かんが考えています
- じしん地震などが あったときに つうやく通訳や ほんやく翻訳で ひがい被害を う受けた がいこく外国の ひと人たちに たす助けてくれる ひと人を探しています

### ぼらんていあ は どんなことを するの？

#### じしん こうずい 地震や洪水 などのとき

- しやくしょ市役所や しゃかいふくしきょうぎかい社会福祉協議会 などが ねがお願い します  
【れいお礼 としての かねお金は もらえません】
- しやくしょ市役所や がいこく外国の ひと人たちが に逃がっている ところ所などで つうやく通訳や ほんやく翻訳を します

#### ふつう 普通 のとき

- しやくしょ市役所や しゃかいふくしきょうぎかい社会福祉協議会 などが ねがお願い します  
【れいお礼 としての かねお金は もらえません】
- しやくしょ市役所や しゃかいふくしきょうぎかい社会福祉協議会がやる べんきょうかい勉強会や ひなん避難の れんしゅう練習などに さんか参加して べんきょう勉強 します

## どんな人が ボランティアになれるの？

20歳になった人  
20歳をすぎた人

日本語と他の国の  
ことばでいつもの  
会話が できる人

人種や 宗教などの  
偏見や 差別を  
も 持っていない人

他の人たちと  
一緒に 仲良く  
活動が できる人

パソコンや  
携帯電話の  
メールアドレスを  
も 持っている人

この5個 全部に  
「はい」と 答えられると  
ボランティアに  
なることができます！

## ボランティア になるには どうしたら いいの？

①なりたい人

②市役所

③なりたい人

登録 申込書(様式1)  
を 市役所に 出して  
ください

市役所で 登録 申込  
書の 内容を 確認し  
ます

市役所から 登録でき  
るか できないかを  
なりたい人に 連絡し  
ます

■登録 申込書は いつでも 市役所に 出すことができます

■登録 申込書は この紙に 挟んでいる 「大仙市災害時外国人支援ボラ  
ンティア登録 申込書(様式1)」を 使って ください

■登録 申込書は インターネット から 申し込むことが できます

<https://ttzk.graffer.jp/city-daisen/smart-apply/surveys/3794469570583154507>

■登録 申込書は 郵便 ファックス メール の どれかで 市役所に 出して ください

■語学の 資格 [日本語 能力 試験(N1・N2)、TOEIC 等] の 証明書などを 持っている  
人は そのコピーも 登録 申込書と 一緒に 市役所に 出して ください



# ボランティアとして守ってほしいこと

## 登録のこと

- ボランティアをやめたいときや住所電話番号が変わったときは必ず市役所に教えてください
- 新しく語学の資格を取ったときは市役所に教えてください

## 活動中のこと

- この活動をして知った相手の情報は個人の情報です
- この情報をほかの人には絶対に教えないでください
- あなたの家族にも教えないでください
- この活動をしているときにとった写真や動画を X・Instagram・facebookなどの SNS にのせないでください

## ボランティアをやめる

- ボランティアをやめたいと市役所に話をした日からボランティアをやめることができます
- 長い間市役所からあなたに連絡しても返事がないときはボランティアをやめてもらいます
- まわりの人たちに迷惑をかけることが続いたときはボランティアをやめてもらいます

## 問題があったとき

- 活動中にまわりの人たちとの間に問題があったときは必ず市役所に教えてください
- 例えばこんな問題があります
  - ・ 人種や宗教など差別された
  - ・ 相手の大切な物をこわしてしまった
  - ・ 相手をおこらせてしまった など

# ボランティア 保険に入る

- ボランティアの皆さんからボランティア保険に入ってもらいます
  - ボランティアの皆さんが保険に入るためのお金は市役所が払います
  - ボランティアの皆さんが活動中にケガをしたとき
    - 病院のお金は保険会社が払います
- ※でもケガが治るまではボランティアの皆さんが自分でお金を払います
- ボランティアの皆さんが活動中他の人にケガをさせてしまったとき
    - 病院のお金は保険会社が払います

■ボランティアの皆さんがケガなどをしたときに保険会社が支払うお金

ボランティアの皆さんが死んだとき 10,400,000円

ボランティアの皆さんが病院でケガを治すことが終わっても手や足がうごかしにくいなどのとき 1番多くて10,400,000円

ボランティアの皆さんが入院したとき 1日に6,500円

ボランティアの皆さんが入院しながら手術をしたとき 65,000円

ボランティアの皆さんが入院しないで手術をしたとき 32,500円

ボランティアの皆さんが病院に行くとき 1日に4,000円

ボランティアの皆さんが他の人にケガをさせたり他の人の物をこわしたりしたとき 1番多くて500,000,000円

## 市役所の連絡先（担当するところ）

担当するところ 大仙市 観光交流課

市役所の所在地 郵便番号014-8601 大仙市大曲 花園町1番1号

電話番号 0187-63-1111

ファックス番号 0187-63-1119

メールアドレス kouryu@city.daisen.lg.jp

皆さん、ボランティア  
になってください！  
待ってます！

